

乳及び乳製品に使用される器具・容器包装の規格基準について

1. 乳及び乳製品(調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料、クリーム及び調製粉乳)の器具若しくは容器包装等の規格基準は、“乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年省令第52号:乳等省令)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号:告示第370号)で規定されている。
2. これまでに、平成21年8月の「薬事食品衛生審議会食品衛生分科会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会」で審議がなされ、乳等省令における発酵乳等の容器包装等の規格基準を告示第370号に移行する方向性を了承。
また、平成24年3月の「薬事食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会」で審議がなされ、ポジティブリスト化を踏まえた告示第370号の全面的な見直しの検討が進められていることも踏まえ、ポジティブリスト制度導入時期を待って、乳等省令の容器包装等の規格基準全体を告示第370号に移行し、器具・容器包装の規格基準を一つに統合することとする方向性を了承。
3. このような中、現在、「食品用器具・容器包装の規格基準改正に関する検討委員会」(国立医薬品食品衛生研究所への委託事業)において、告示第370号への統合について検討されているところ。
4. 今後、上記検討委員会の検討結果について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、その評価結果に基づき、省令及び告示改正に向けて必要な手続を進める予定としている。

器具・容器包装の規格基準

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)に規定される乳等の容器包装等に係る規格基準を、食品、添加物等の規格基準(告示第370号)に統合することについて、具体的な規定を検討。

食品衛生法 第18条

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令
(昭和26年厚生省令第52号)

食品、添加物等の規格基準
(昭和34年厚生省告示第370号)

別表 四
乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の
規格及び製造方法の基準

第3
器具及び容器包装

(一)
乳等の
器具

(二)(1)1
牛乳、特別牛乳、
殺菌山羊乳、成
分調整牛乳、低
脂肪牛乳、無脂
肪牛乳、加工乳、
クリームの容器
包装

(二)(1)2
調製液状
乳、発酵
乳、乳酸
菌飲料、
乳飲料の
容器包装

(二)(2)
調製粉
乳の容
器包装

- A. 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格
- B. 器具又は容器包装一般の試験法
- C. 試薬・試液等
- D. 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格
 - 1. ガラス、陶磁器、ホウロウ引き
 - 2. 合成樹脂
 - 3. ゴム
 - 4. 金属缶
- E. 器具又は容器包装の用途別規格
- F. 器具及び容器包装の製造基準